

心身障がい児・者のための 総合補償制度

(ケガと第三者に対する賠償の補償)

(傷害総合保険、通院保険金支払限度日数短縮特約(30日限度)、地震・噴火・津波危険補償特約、通信販売に関する特約等セット)

こんな時お役に立ちます!!

事例① 散歩中にパニックを起こし、近くにいた方の眼鏡を取り、壊してしまいました。



事例② 公園を自転車で走行中に歩行中の男性と衝突しケガを負わせてしまった。



事例③ 車いすで移動中に大きな音に驚き、車いすから転落し骨折。



この制度の特色は

- 1. 障がいの程度にかかわらずご加入いただけます。**
※補償によってご注意事項がございます。P3の「ご注意」をご確認ください。
- 2. 引受保険会社と専任の取扱代理店には、十分な知識と経験があります。**
当制度については、国際障害者年の翌年、昭和57年からの実績があり、事故の特性などについては、十分な知識と経験があり、ご安心いただけます。
- 3. 保険金請求手続きが簡単です。**
事故の際には、すみやかに対応いたします。専用の保険金請求用紙ですから記入が簡単です。専任の取扱代理店のホームページからプリントできます。
- 4. 年1回の口座振替で、自動更新します。**
保険料の払込みは年1回の口座振替で、次年度からは自動更新となります。

※この案内文書は保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。
別紙の「重要事項説明書」を事前に必ずご覧になりお申し込みください。

下の3つのプランのいずれかを選んでご加入ください。

補償内容

24時間補償

おすすめプラン

補償開始日 2025年4月1日以降

保険期間 1年間

プラン表(補償項目／保険金額)		プラチナプラン	ゴールドプラン	ブロンズプラン	
年間保険料 (一時払)		17,000円	15,000円	12,000円	
基本補償	損害賠償責任補償 他人への	個人賠償責任 (1事故あたり支払限度額)	1億円	1億円	5,000万円
	被保険者(本人)がケガをした時の補償	入院保険金 日額(180日限度)★	4,000円	3,000円	2,000円
		手術保険金 (1事故あたり1回)★	(入院中) 40,000円	(入院中) 30,000円	(入院中) 20,000円
			(入院中以外) 20,000円	(入院中以外) 15,000円	(入院中以外) 10,000円
		通院保険金 日額(30日限度)★	2,000円	1,500円	1,000円
		死亡保険金★	319.3万円	367.4万円	356.6万円
	後遺障害保険金★ (障害の程度によって)	319.3万円～約12.7万円	367.4万円～約14.6万円	356.6万円～約14.2万円	
特約補償	地震・噴火・津波補償 地震および噴火これらによる津波でのケガ	★の項目が 補償対象となります	★の項目が 補償対象となります	★の項目が 補償対象となります	

事故事例

賠償事故の事例

- パニックを起し、友人のメガネを放りなげる
- 来訪者の車の上に飛び乗り破損
- 帰宅途中、店の看板を押し倒し破損
- スーパーマーケットのレジスターを破損
- 歯科医院の待合室でパニックとなり置時計を破損
- 旅行中、宿泊先の障子戸を破損
- 友人の腕に噛み付き、ケガをさせる

本人のケガの事例

- 注意され興奮し窓ガラスに頭をぶつけ負傷
- 放浪し誤って電車にはねられ死亡
- サッカーボールを蹴ったとき、ジン帯を損傷
- 遠足のハイキングで、誤ってガケから転落し骨折
- 自宅で留守番中、ストーブから出火し焼死
- 施設内で転倒、机で頭部打撲
- 友人に突きとばされ顔面強打
- 階段から転落、骨折
- 自転車で転倒、側溝に転落、骨折

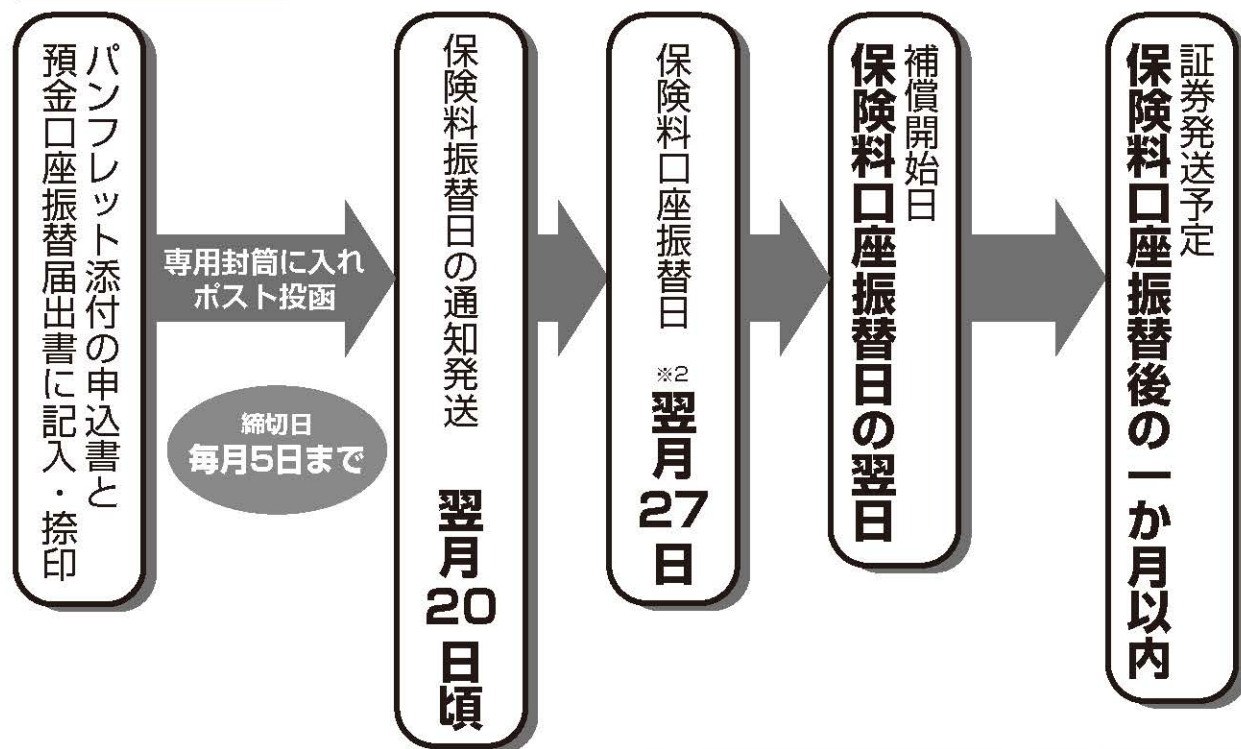
※被保険者(本人)に責任能力がない賠償事例では、保護者(親や後見人など)が監督義務者として損害賠償責任を負った場合、お支払いいたします。

ご加入条件

申込人(保険契約者)	保護者
被保険者(本人)	心身障がい児・者
ご本人の年齢	0歳～70歳※1

※1 保険期間の開始日における年齢が満70歳の方までご加入いただけます。

ご加入の流れ



※2 27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日が口座振替日。

ご注意

- ※この総合補償制度は、病気の補償は含まれておりません。
- ※死亡保険金の受取人は法定相続人となります。法定相続人がいない場合には、死亡保険金をお支払いできません。
- ※契約者と被保険者が異なる場合、または被保険者が保険期間開始日時点で15歳未満の場合、ご契約いただける死亡に関する保険金額は同一の補償を提供する他の保険契約と合算して1,000万円までとなります。同一の補償を提供する他の保険契約についてはお問い合わせください。
- ※自傷行為のうち継続的な行為を原因とするもので急激性のないケース（例 いつも手で眼をたたいていたため、網膜ハクリになった、皮膚をかきすぎてかぶれたなど）は補償の対象となりません。
- ※てんかんを含む脳疾患や疾病・心神喪失によって生じたケガは補償の対象となりません。

個人賠償責任補償についてのご注意

- ※日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えたことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。被保険者の範囲は重要事項説明書の個人賠償責任補償特約の被保険者の範囲をご参照ください。
- ※被保険者（本人）が責任無能力者で上記被保険者の範囲に該当する方がいない場合には、当プランにご加入いただけません。
- ※被保険者が負担する損害賠償の責任割合に応じて保険金をお支払いします。損害賠償の責任の割合は、特定の行為を繰り返し行う場合等、頻度やその事故により変わります。
- ※他人の洋服やテレビなどを損傷し、賠償する場合は、使用に伴う消耗分を差し引いてお支払いします。
- ※他人から借りたり預かっている物に対する損害は補償の対象となりません。
- ※自動車のドアを開けるときの、他の自動車をキズつけた場合などの損害に対しては、補償の対象となりません。（自動車の所有・使用・管理が原因となって起こった事故であり、自動車保険の補償の範囲となります。）
- ※施設の職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険が適用となります。

<詳細については、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	次の事由によって生じたケガに対しては、保険金をお支払いいたしません。 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病氣・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病氣により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事するケガ ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染
入院保険金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額 × 入院日数]をお支払いします。 (1 事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)	など
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1 事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ①入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額 × 10] ②①以外の手術の場合 [入院保険金日額 × 5]	
通院保険金	ケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額 × 通院日数]をお支払いします。 (1 事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち30日限度(※3)) (※1)骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具を含みません。 (※3)「通院保険金支払限度日数短縮特約(30日限度)」をセットしています。	
個人賠償責任補償特約	被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 (※)電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用車をいいます。 お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 (注2)この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士の選任を含みます。)は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。	次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。 ●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任

個人賠償責任補償特約の被保険者の範囲は重要事項説明書にてご確認ください。

	保険金をお支払いする場合
地震・噴火・津波危険補償特約	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガをした場合に、以下の[対象となる保険金]のうちご契約にセットしている保険金をお支払いします。 [対象となる保険金] 死亡・後遺障害・入院・手術・通院の保険金

- ケガの定義について
ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。)
- 次の場合、下記へご連絡ください。
(1)事故が起きたとき 保険期間中にこの制度の対象となる事故にあわれた場合は、取扱代理店・扱者または引受保険会社に事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知ください。その後の手続きについてご案内いたします。正当な理由がなくご通知がない場合には、引受保険会社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いしますのでご注意ください。なお、賠償事故の場合、あらかじめ引受保険会社にご相談されることなく示談金や賠償金の支払いをされないようご注意ください。
(2)後日送付する保険証券の記載内容に変更があったとき 例えば住所変更など。
(3)保険の内容あるいは手続きについてのお問合せ
- 個人情報の取扱いについて
引受保険会社は、このご契約に関する個人情報を以下の目的などのために利用します。各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金などのお支払い/グループ会社・提携会社等を含む各種商品やサービスののご案内・提供、ご契約の維持管理/引受保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実など。詳細については引受保険会社ホームページに掲載のプライバシーポリシーをご覧ください。
- 補償の重複について
以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。【個人賠償責任補償】
- 告知義務・通知義務について
お申込みに際しては、申込書の告知欄を正確にご記入ください。「同一の危険を補償する他の保険契約」は、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにお願いするもので事実と相違することを記入された場合には保険金をお支払いできないことや契約を解除することがありますのでご注意ください。
被保険者の職業、職務内容が変更となる場合、被保険者が新たに職業についた場合または辞めた場合には遅滞なく取扱代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しております。

引受保険会社 〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル15F TEL.03-5401-3660 FAX.03-6694-8209
AIG損害保険株式会社 東京第二プロチャネル営業部 <https://www.aig.co.jp/sonpo> 受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く(午前9時~午後5時)

<取扱代理店>

株式会社 ジェイアイシー
 〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビル2号館2F
TEL.03-5321-3373(代) FAX.03-5321-4774

☎ 0120-213-119 下記URLから保険金請求用紙が印刷できます
 E-mail info@jicgroup.co.jp URL <http://www.jicgroup.co.jp>

北海道支店 TEL.011-221-7009 FAX.011-221-1704
 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西13丁目4番地102 レジディア大通公園2F
 E-mail:hkd@jicgroup.co.jp

南東北支店 TEL.022-265-0010 FAX.022-264-0081
 〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町2-3-11 レイトンビル7F
 E-mail:minamitohoku@jicgroup.co.jp

青森支店 TEL.017-721-6460 FAX.017-722-3018
 〒030-0802 青森県青森市本町1-2-15 青森本町第一生命ビル7F
 E-mail:aomori@jicgroup.co.jp

北東北支店 TEL.019-622-4778 FAX.019-622-4788
 〒020-0034 岩手県盛岡市盛岡駅前通15-20 東日本不動産盛岡駅前ビル5F
 E-mail:kitatohoku@jicgroup.co.jp

新潟支店 TEL.025-255-6440 FAX.025-255-6441
 〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代2-3-16 リバービューSDビル11F
 E-mail:nigata@jicgroup.co.jp